

第 1 回静岡市環境影響評価審査会概要

1 日 時 平成 27 年 8 月 24 日(月) 9 時 30 分～11 時 00 分

2 場 所 静岡市役所 静岡庁舎 新館 17 階 171・172 会議室

3 出席者 ※敬称略

【委員】村上 篤司（環境科学研究所所長、元富士常葉大学社会環境学部教授）

平井 一之 ((一社) 静岡県環境資源協会専務理事)

岩堀 恵祐 (宮城大学理事・食産業学部教授)

牧野 正和 (静岡県立大学食品栄養科学部准教授)

欠席 安田 進 (東京電機大学理工学部教授)

三宅 隆 (静岡県自然史博物館ネットワーク副理事長)

秋山 信彦 (東海大学海洋学部教授)

増沢 武弘 (静岡大学理学部特任教授)

寒竹 伸一 (静岡文化芸術大学デザイン学部教授)

欠席 村山 順人 (東京大学大学院工学系研究科准教授)

【事務局】環境局：小林環境局長、秋山環境局次長、清参与兼課長、

大村主幹兼係長、大村副主幹、廣田主査、森竹主任主事

【委嘱状交付式】

【環境局長挨拶】

【委員紹介】

【会長の選任】

<平井会長挨拶>

- ・ 20 世紀型の環境問題から 21 世紀型の環境問題への変遷について最近よく話をしている。
- ・ 20 世紀型の環境問題というのは水俣病に代表される四大公害への対応のこと。
- ・ 20 世紀型では結果の処理に終始していた。
- ・ 21 世紀型では結果の処理から未然防止への気運が産業界でも行政でも高まった。
- ・ この背景のある中、平成 9 年に環境影響評価法が制定された。
- ・ 完全施行した平成 11 年に、静岡県の環境影響評価条例もスタートした。
- ・ 平成 25 年 4 月、環境影響評価法が改正され、事業ありきのアセスではなく、計画段階からチェックしていくというものに大きくシフトした。

- ・これを踏まえ、全国の政令市の中でも各市の地域特性を活かした環境影響評価の在り方が問われてくるようになった。
- ・静岡市も条例制定の動きがあり、本格的なスタートが身近に迫っている。
- ・委員各位には専門分野の立場で、いろいろご意見承ることを改めてお願いする。

【事務局説明】 静岡市の環境影響評価制度(条例及び規則)について

【諮問】 静岡市環境影響評価技術指針について

- ・事務局説明

【議事】 静岡市環境影響評価技術指針案(概要説明、質疑応答、意見交換)

○ 岩堀委員

- ・事業の範囲は市域内だとしても、影響範囲が市外、ひいては県外にまで及ぶときの対応は市条例なのか、県条例なのか、すみわけはどう判断するのか。

○ 事務局

- ・事業の範囲が市域外に及ぶのであれば国あるいは県の対応となる。
- ・事業の範囲は市域内であるが、影響範囲が市外、県外にまで及ぶ場合については、現在県と協議中である。
- ・ただ、考え方の一つとしては、事業実施場所が市内なら市の対応、一方で影響が他市に及ぶ場合は県の対応であると思われる。
- ・その辺りについて県では条例改正を目指しているところということなので、改めて確認する。
- ・いずれにしても、このようなケースの場合にはその都度県と市で相談をしていくことになる。

○ 岩堀委員

- ・リニアの際に、市長から知事に市長意見を提出したが、県知事意見ではかなりトーンダウンしたように感じている。
- ・市条例を制定しても県が絡んでまたトーンダウンするということになるのではないかという懸念があったので、質問をした次第である。

○ 村上委員

- ・大型焼却炉の建替えの際、焼却炉取り壊しの際はアセスの対象となるのか。

○ 事務局

- ・施設の新設、増設は対象となるが、取り壊すのみであれば対象とはならない。

○ 三宅委員

- ・ 清水 LNG 火力発電所の場合、市条例が施行されれば市が全てを行うのか。

○ 事務局

- ・ 清水 LNG 火力発電所の建設は法対象事業である。
- ・ 法の手続きの中において、現時点では、市長意見⇒知事意見⇒事業者というように知事を通じて意見を言っている。
- ・ 市条例が施行されれば、市長は知事を介さず直接事業者に意見を述べることができるようになる。

○ 寒竹委員

- ・ 資料4 2ページ下段「その他」の部分に柔軟性を持たせるために規定を削除したことだが、将来に向けてこの「その他」の部分は何を想定しているのか。

○ 事務局

- ・ 県の規定する日照阻害、電波障害、あるいは放射性物質などを想定している。
- ・ この部分に関してはここに至るまでに議論があり、詳しく記述する検討もしてきたので、県の記述にプラスしてもう少しわかりやすいような記述を検討したい。

○ 増澤委員

- ・ 市の特性として、地域を3区分しているが、②の都市計画区域外で、かつ自然の多く残る地域で開発が行われる際は、最も規制の厳しい特定地域としてみなし、特定地域の規模要件を適用できないのか。

○ 事務局

- ・ 区域の変更はできない。
- ・ 環境への配慮として技術指針で述べているものは、特に区域を分けて記述しているわけではない。
- ・ ②の都市計画区域外であっても、多くの自然があるという静岡市の特徴があるので、配慮事項についてはこの部分を意識した作りとなっている。
- ・ ②の都市計画区域外での実際の対応の際には配慮事項を踏まえ、確認を行っていく。

○ 増澤委員

- ・ しかしそれはどこにも記載されていない。
- ・ ②の都市計画区域外で事業が始まる可能性は大いにあるため、文章として記載することの検討をしていただきたい。

○ 秋山委員

- ・ アセスで環境への影響があるとした場合、事業認可をしないという判断はどこがするのか、またどれだけ影響があれば認可するというような基準はあるのか。

○ 事務局

- ・ 環境影響評価は手続き的なものであり、罰則はない。
- ・ 事業実施前に専門家や行政、市民が環境配慮に必要な事項について事業者に示し、これをうけて事業者は環境保全措置をとるという手続きの中で環境への配慮を確保することになる。
- ・ 許認可の手続きでは、許認可の基準に沿っているかどうかが問題であり、許認可権者の判断となる。
- ・ ただ、法では許認可権者に意見を伝えることができる仕組みであるため、アセス手続きで不十分な事などは許認可権者に意見を伝えて環境影響への配慮を求めていくということになる。
- ・ また、法にはない、市条例で定めた事後調査計画書手続きがある。
- ・ これは環境影響予測をし、保全措置が十分でないといった場合は、事後調査計画書にその不十分であるとする部分のモニタリング等適切な措置を講ずるよう求めることができる。
- ・ 市長意見を始め審査会で生じた懸念事項に関しては、この事後調査計画書に盛り込むことは可能であると考える。

○ 増澤委員

- ・ 環境影響評価条例では事業認可に対して基本的には規制はないと考えてよいか、意見を述べるだけか。

○ 事務局

- ・ リニアのケースでは、事業認可は国土交通省であり、国土交通省が地元意見や環境大臣意見を踏まえて自分たちの意見を作った。
- ・ それを最終的に、国土交通大臣が事業者である JR 東海に提出した。
- ・ 評価書手続きの後に、評価書の補正という規定があり、その中で国交省から事業者へ意見を述べることができる。
- ・ 意見を受けた事業者は、意見のとおり懸念事項に配慮することを約束するわけだが、環境影響評価手続きとしてここにどこまで踏み込んでいけるかが問題である。
- ・ 清水 LNG 火力発電所からの排水はかなり冷たいものであることが想定されるので、それに対してしつこく何度も意見書を提出し、事業者側の環境保全への対応を引き出すといったことはできる。
- ・ 東燃ゼネラル石油株式会社は CSR の責務も負っているため、環境保全策について担保できるような意見を出して事業者の対応を求めるというような方法しかないと思う。
- ・ 認可省は経産省なので、経産省がどこまでその辺りを酌んでくれるかというところも重要なってくる。

- ・ 環境影響評価条例を作ったとしても環境への配慮を求めるだけで、それをやらなかつたところで罰則規定があるわけでもないので、どこまで事業者を説得できるかにかかると思う。

○ 平井会長

- ・ アセスは各手続きの中でそれぞれ意見を募集し、徐々に環境配慮のレベルをグレードアップさせていくというような仕組みとなっており、それ自体罰則規定があるというわけではない。

○ 寒竹委員

- ・ 資料4の1ページ目の3行目、「市条例の対象からはずれる～」というのは、どういうことか。
- ・ 環境影響が市域をまたいでいるから県に任せることではなくて、当然市も関係することであるから市としても抑えておかないとならず、対象からはずれるということはありえないのではないか。
- ・ 部分(市)から全体(県、国)へ、この意見を作るというシステムがあれば、世論を喚起し新国立競技場のようなことも可能となる。
- ・ この市の役割を最初からなくすような文章ではなく、今後こういった事業にどう関わっていけるのかといった対応をしていただけるといいと思う。

○ 事務局

- ・ 環境影響評価手続きは、国のアセスと県のアセス、市のアセスのうち、どれか一つでも手続きを行えばそれ以上アセスを要せず、二重に手続きを行うものではない。
- ・ どの手続きをとるのがベストであるというよりも、環境配慮そのものがなされることが重要である。
- ・ 県がアセスを行うにしても、当然市も関与して意見を言うことになる。

○ 寒竹委員

- ・ 二重にかけるのではなく、ここまで県に提出、ここまで市に提出というように今までのやり方を変えることはできないのか。
- ・ このままだと不都合が生じると思う。
- ・ 環境影響評価の中で、国、県、市で内容仕分けのようなものを行い、それぞれに役割を持たせた方がよいと思うので、今後検討していただきたい。

○ 牧野委員

- ・ 環境影響評価条例を策定したことで、過去問題にならなかつたことが今後ひつかかる可能性がある。
- ・ 過去の問題といかに整合性をつけていくのか、その辺りを今後整理していってほしい。

- ・ アセスには罰則がないが、問題を起こした事業者に対して今回策定した環境影響評価条例をもってどう説得にあたるのかが重要(パブコメが1つのキーワードになるかも)
- ・ 説得力のある環境影響評価条例づくりに尽力したいと思っているので、一つの意見としてご理解いただきたい。

○ 事務局

- ・ 環境影響評価手続き自体が過去からの開発の改善を図る目的でつくられた。
- ・ 市民自身が興味を持って、事業者の動きを注視することが大事である。
- ・ 多くの市民のご意見をいただくためにはパブリックコメントや、縦覧や説明会にて意見を述べる機会とその方法があることを周知するための情報発信の仕方を考えたい。

○ 寒竹委員

- ・ 各論で留意事項という項目に記載があるものとないものがあるが、これはどうしてか。

○ 事務局

- ・ もう一度精査するが、必ずしも記載がないといけないというわけではない。

○ 寒竹委員

- ・ この留意事項の項目を削除して、記載がある項目に関してはどこか別の部分に組み込めるのではないか。
- ・ 記載がある、なしは一律にしたほうがよいと思う。

○ 事務局【今後のスケジュール】

- ・ 第二回審査会を9月14日午後1時30分～「技術指針の答申案について」
- ・ 今後の審査会では、清水天然ガス発電所建設計画の環境影響評価手続きについて市長意見の形成に向け審議をお願いする。
- ・ スケジュールが決まり次第お知らせする。

以上